

**「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」
に基づく新制度及び「消防法」に基づく規制の見直しに
関する現場実態及び改善要望**

2022年10月6日

株式会社ノベルズ
株式会社ファーム・スタジオ

目次

- I 畜舎特例法の対象範囲の拡大について
- II 保管庫の火災の危険性についての認識
- III 保管庫の防火基準について
- IV 保管庫に対する消防法令の適用について

I 畜舎特例法の対象範囲の拡大について

畜舎特例法の対象範囲の見直しの方針について、「飼料・敷料・農業機械・資材・その他これらに類するものの保管を目的とした保管庫」を畜舎特例法の対象に追加することとあるが、畜産業においては様々な目的で建築物を建設するので、その対象範囲を保管庫だけでなく、排水処理施設の上屋・貯水タンクの上屋を含めて広く畜産業に寄与するよう設定していただきたい

○排水処理施設の上屋

今後畜産経営が大型化していくにあたって、排水処理の課題は畜産農家と切り離せないものになっていく。人が長時間滞在することもなく、環境負荷を低減する畜産関係の設備であるからして、畜舎特例法の対象に当たることは適当であると考えます。



○貯水タンクの上屋

上記と同様に、畜産経営の大型化に伴って使用が増えてくると考えるものであるが、大型化や新規参入の障壁を少しでも軽減するため、対象に含めることを検討していただきたい。

*上記2点はあくまで株式会社ノベルズの意見であり、その他にも対象となり得るような建築物は存在する可能性が高い

参考:貯水タンクの上屋



Ⅱ 保管庫の火災の危険性についての認識

「畜産業の用に供する保管庫」は、建築基準法上又は消防法上の「倉庫」とは火災の危険性の観点から見て別で議論する必要があると考える。畜産経営の大型化、国際競争力の強化に伴って、過度な規制は畜舎特例法の効果を減殺し、新規就農者の障壁を高める要因となりうる

○周囲の状況に関し延焼防止上支障がない

畜舎特例法の対象がそもそも市街化区域又は用途地域以外での建設を前提にしており、同一敷地内に同一事業者が建設するため、周囲に建築物や工作物が存在せず、延焼や人命の危険が限りなく小さい。

また、畜舎に付属の保管庫(室)は畜舎特例法上で対象として認められており、それより延焼可能性や発火時の影響が少ない独立の保管庫の規制が厳しくなることは不当であると考ええる。

○建築基準法上でのこれまでの分類

これまで、「畜産業の用に供する保管庫」については、建築基準法第二十六条第三号の規定に基づき、「付属舎」として、防火壁の設置が免除されてきた。

○消防法上でのこれまでの分類

これまで、「畜産業の用に供する保管庫」については、その用途・立地等の特性上から消防法施行令三十二条の特例が認められてきた。

○畜産業の用に供する保管庫の利用状況

飼料・敷料・資材は長期的に保管することが少なく、保管庫は一時保管としての役割を担うことが多い。つまりは、保管物は入れ替えで利用するので発酵や劣化からの発火は考えにくい。

また、農業機械については一般的に屋外に駐車しており、その農業機械を保管庫に駐車する際も、保管庫の一部の利用に過ぎず、そのために過度な規制をすることは不要だと考える。

Ⅲ 保管庫の防火基準について

保管庫の防火に係る基準については、保管庫には建築基準法の「倉庫」と同様に防火基準を定めることが必要とされているが、あくまで「畜産業の用に供する保管庫」は建築基準法第二十六条第三号の規定に基づき、「付属舎」として規制が緩和されて然るべきであると考えられる

○建築基準法上の特殊建築物

建築基準法上、「倉庫」や「車庫」については以下の通り一定以上の面積で耐火建築物等とする必要がある。(第二十七条第三項関連)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(略)	(略)	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		(略)	千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	(略)		百五十平方メートル以上

○準耐火構造物とした場合のコスト

1,500㎡鉄骨造の保管庫について、防火区画の壁、防火シャッター1箇所、スチールドア1箇所の設置を想定すると、消防設備の費用を除いて税込み約440万円のコスト増加が見込まれる。建物全体の建築費用から見ると約4.4%程度の増加である。

○畜産業の用に供する保管庫に対する適切な規制

前述のように、これまで「付属舎」として防火壁の設置が免除されてきたため、畜舎特例法の対象になるにあたって、「倉庫」として規制が厳しくなることは不当であると考えられる。

IV 保管庫に対する消防法令の適用について

畜産業を営むに当たり、一般的に保管庫には消防法施行令三十二条が適用され、自動火災報知機や消火栓設備の設置が免除されてきた。畜舎建築特例法の対象に含めたあともこちらが適用されなければ、畜舎特例法の効果が少なからず減殺されてしまうと考える

○消防法施行令三十二条が認められてきた経緯

比較的規模が大きい飼料庫については、単なる倉庫ではなく餌や敷料の調整等軽微な作業を含む。よって、倉庫ではなく畜舎に付属する建物(倉庫とみなしていない)として三十二条特例が認められてきた。(小規模なものであれば元々消化器設置の義務のみである)

また、わらや牧草などの指定可燃物に該当する物品の保管も考えられるが、あくまで畜舎等と同一敷地内で同一事業者が利用する施設であり、物品は頻繁に出し入れのある一時保管にすぎないため、総合的に判断して防火対象物14項(倉庫)としての取扱でなく、15項(各項に該当しない事業場)として扱われている。

○畜舎に付属する保管庫(室)との違い

畜舎に付属する保管庫(室)は畜舎特例法の対象範囲内であり、消防設備の設置が免除されている。今回の議題に上がっている独立の保管庫は、畜舎や搾乳施設と一定の距離があるため、畜舎の一部である保管庫(室)で火災が発生する場合よりも十分に安全であると言える。そのような独立した保管庫で、畜舎やそれに付随する保管庫(室)以上の規制は不要であると考ええる。

参考:飼料調整庫(1,435m²) (飼料を保管することと、給与前の飼料を混ぜる(調整する)役割のある倉庫)

